

# 持続可能な畜産経営推進事業補助金

## 【Q&A】

長野県農政部園芸畜産課

### 目次

#### I 持続可能な畜産経営推進事業の概要

- Q1 持続可能な畜産経営推進事業とは、どのようなものですか
- Q2 事業の流れを教えてください
- Q3 申請書類はどこで手に入りますか
- Q4 事業を行いたい場合はどこに相談すればよいですか

#### II 重点支援メニュー、経営継続メニュー（共通）

##### 【概要】

- Q5 補助率が2つありますが、補助金額がどのようになるか教えてください
- Q6 いつから発注できるようになりますか
- Q7 国や市町村、JA など、他の補助事業との併用はできますか
- Q8 リースは対象となりますか
- Q9 採択の基準はありますか
- Q10 業者に支払いをする前に補助金を受けることはできますか。その場合補助金額の全額を受けとれますか
- Q11 年度内に事業が完了しない場合は翌年度に繰り越すことができますか
- Q12 事業の完了はいつ時点のことですか

##### 【取組主体】

- Q13 複数農場がある場合は農場ごとにと取組主体になれますか
- Q14 事業所が県内にあつて、農場が県外にある場合、当該農場で本事業が活用できますか
- Q15 預託した場合の取組主体は誰になりますか
- Q16 作業受託をしている生産者は対象になりますか
- Q17 受託組織として JA が取組主体になることはできますか。また、地域の肥育素牛供給を拡大するため、JA が施設整備した繁殖センターで JA 自らが繁殖経営を行う場合は事業対象となりますか
- Q18 JA の子会社は対象となりますか

##### 【申請手続き】

- Q19 事業の手続きについて教えてください
- Q20 申請に必要な書類を教えてください
- Q21 申請書はどこに出せばよいのですか
- Q22 申請書の書き方は教えてもらえますか
- Q23 同一年度に複数回の事業申請はできますか
- Q24 重点支援メニューと経営継続支援メニューは一緒に行うことができますか
- Q25 過年度に事業を実施した事業実施主体が再度事業を実施することは可能ですか
- Q26 予算が上限に達し事業が使えなかった場合は、次の年に優先的に事業を行うことはできますか

#### 【その他】

- Q27 成果目標の設定や達成年度はどのようになりますか
- Q28 事業実施後、県による取組効果の確認はありますか
- Q29 補助対象とならない経費はありますか
- Q30 補助金返還となる事例は

### Ⅲ 重点支援メニュー

#### 【補助対象】

- Q31 どのような取組が重点支援の対象になりますか
- Q32 具体的にどのようなものが重点支援メニューで実施できますか
- Q33 修繕、補修の違いを教えてください。

### Ⅳ 経営継続メニュー

#### 【補助対象】

- Q34 1取組主体が複数の取組や複数の機械を導入することはできますか

#### 【補助対象】

(メニュー共通)

- Q35 既存の取組は対象となりますか
- Q36 機械の単純更新は補助対象となりますか
- Q37 施設の修繕は補助対象となりますか
- Q38 資材を購入し、自身で施工する場合は補助対象となりますか
- Q39 中古の機械装置は対象になりますか
- Q40 中古品等でも見積りが必要ですか
- Q41 トラクターの導入は対象となりますか
- ① 暑熱対策設備（細霧冷房や送風機等）の導入
- Q42 遮熱塗料の塗装も補助対象となりますか。また、遮熱塗料の耐用年数に制限はありますか
- ② 省エネルギー対策設備（冷蔵・冷凍設備等）の導入

② 生産性向上に資する機械・設備等の導入

Q43 生産性向上に資する機械・設備等とは、具体的にどのようなものですか

③ 草地の改良・食害防止・放牧・国産飼料の利用拡大

Q44 自給飼料の生産や利用拡大に必要な飼料生産機械は補助対象となりますか

Q45 飼料用トウモロコシや飼料米の種子は補助対象となりますか

④ 高能力畜種の導入

Q46 飼養頭数の増加は必須ですか

Q47 肥育牛、子豚の導入も可能ですか

Q48 家畜の導入について畜種や導入方法に制限はありますか

Q49 家畜市場で購入する場合はどのようにすればよいですか

Q50 家畜導入費として、牛はヨーネ病抗原検査で陰性を確認されたもの、豚はオーエスキー病、PRRS、PCV2が陰性であると確認されたものとあるが、どの時点での確認なのか（購入前 or 購入後）？また、確認は誰が行うのか？

Q51 豚のオーエスキー病、PRRS、PCV2の陰性確認にあたり、どのような検査を行えばよいのか

⑤ 畜産コンサルタントの導入

Q52 現在契約しているコンサルタントも対象になりますか

⑥ 自ら生産した畜産物の販売促進に係る取組

Q53 保冷車やキッチンカーは対象になりますか

Q54 商談会の出展経費も対象になりますか

⑦ その他生産性の向上に資する取組

Q55 社会的に要求が高い、アニマルウェルフェア（家畜の快適な成育環境実現）や環境と調和の取れた畜産の推進に向けた温室効果ガス排出量削減等の取組、安全・安心な畜産物を供給するための農場 HACCP 認証取得に必要な取組とは、具体的にどのようなものですか。

V 家畜運搬体制整備支援メニュー

【補助対象】

Q56 導入できる家畜運搬車の設備や種類に基準はありますか

## I 持続可能な畜産経営推進事業の概要

Q1 持続可能な畜産経営推進事業とは、どのようなものですか

A1 国際情勢の変化による輸入飼料価格の高騰や平均気温の上昇による生産性の低下など、様々な課題に直面している畜産経営体の収益構造の改善に向けて、持続的な生産システムの構築に資する取組を支援する事業です。

本事業は、以下の（１）～（３）の３区分で構成されます。

### （１）重点支援メニュー

公共性の高い畜産環境対策や飼養環境改善、エコフィードの利用拡大のための施設・設備の新設・増設、改修を支援。

### （２）経営継続支援メニュー

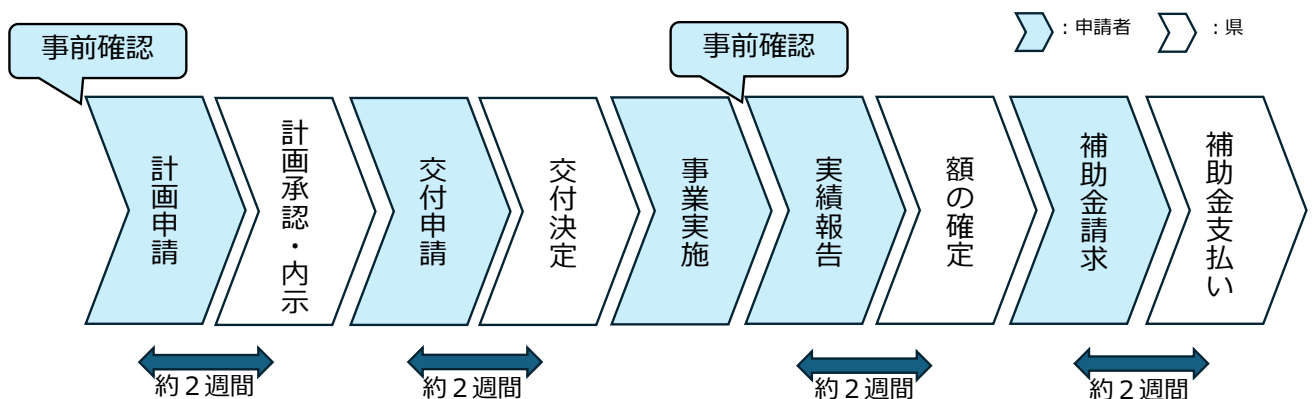
畜舎の暑熱対策や省エネルギー対策等の生産性向上に資する機械・設備の導入、草地の改良や野生鳥獣による食害防止策の導入、その他、高能力種畜など、幅広く、生産性の向上・付加価値向上に資する取組を支援。

### （３）家畜運搬体制整備支援メニュー

松本食肉施設の閉鎖に伴い、新施設の利用に変更することの影響緩和のため、効率的に家畜を運搬するための大型車両の導入や高温化での長距離輸送に対応する暑熱対策等を講じた車両の導入や改修を支援。

Q2 事業の流れを教えてください

A2 申請書等の書類は、地域の農業農村支援センターに提出いただきます。申請から補助金支払いまでの流れは下の図のとおりです。なお、事業を円滑に進めるため、計画申請と実績報告の前に事前確認を行います。



Q3 申請書類はどこで手に入りますか

A3 事業申請等の書類は、県のホームページに掲載していますのでそこから入手してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/20260331zizoku.html>



Q4 事業を行いたい場合はどこに相談すればよいですか

A4 事業を行いたい場合は、まず、地域のとりまとめ団体（畜産クラスター協議会、農業協同組合、専門酪農協、市町村）へご相談ください。

また、事業内容に関することは、最寄りの農業農村支援センター又は県農政部園芸畜産課畜産経営係までお問い合わせください。

【園芸畜産課問い合わせアドレス [chikusan-keiei@pref.nagano.lg.jp](mailto:chikusan-keiei@pref.nagano.lg.jp)】

## II 重点支援メニュー、経営継続支援メニュー（共通）

### 【概要】

Q5 補助率が2つありますが、補助金額がどのようになるか教えてください

A5 事業費300万円を境に補助率が変わります。

#### ・補助金の交付の例

（例1：事業費100万円の場合（300万円以下）

$$100 \text{ 万円} \times 3/4 = 75 \text{ 万円}$$

（例2：事業費850万円の場合（300万円超）

（1）300万円まで  $300 \text{ 万円} \times 3/4 = 225 \text{ 万円}$

（2）300万円を超える部分  $(850 - 300 \text{ 万円}) \times 1/2 = 275 \text{ 万円}$

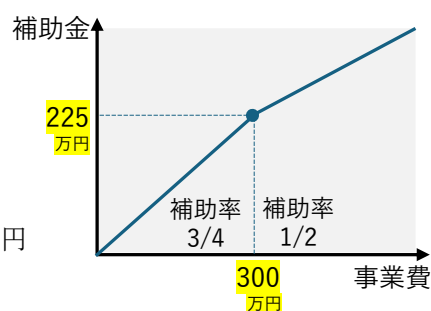
⇒補助額は、（1）+（2）=500万円

（例3：事業費2,850万円の場合（300万円超）

（1）300万円まで  $300 \text{ 万円} \times 3/4 = 225 \text{ 万円}$

（2）300万円を超える部分  $(2,850 - 300 \text{ 万円}) \times 1/2 = 1,275 \text{ 万円}$

⇒補助額は、（1）+（2）=1,500万円



Q6 いつから発注できるようになりますか

A6 交付決定を受けた後に事業に着手することができます。ただし、やむを得ず交付決定前に着手する場合には、計画承認後に交付決定前着手届の提出が必要です。

Q7 国や市町村、JAなど他の補助事業との併用はできますか

A7 国の補助事業との併用はできませんが、市町村、JAによる補助事業の併用はできます。本事業では市町村やJAによる補助金を受けた場合、その受給分を除く経費を補助対象事業費とします。

例：事業費が600万円の取組に対し、市町村補助が1/2ある場合

$$\text{事業費 } 600 \text{ 万円} - \text{市町村補助 } 300 \text{ 万円} = \text{補助対象事業費 } 300 \text{ 万円}$$

⇒補助額は、225万円

ただし、市町村やJAによる補助金が本事業の上乗せ支援である場合はこの限りではありません。

Q8 リースは対象となりますか

A8 リース契約は対象となりません。

Q9 採択の基準はありますか

A9 実施計画書の内容を総合的に判断して採択します。経営実態に即して過度な投資と思われるものについてはヒアリングを実施して採択の可否を決定する場合があります。

Q10 業者に支払いをする前に補助金を受けることはできますか。その場合、補助金額の全額を受け取れますか？

A10 補助金交付決定後、概算払い請求書を提出した場合、業者への支払い前に補助金を受けることができます。ただし、概算払い請求の際は業者からの請求書および納品書等を添付してください。補助金額については、全額交付します。

Q11 年度内に事業が完了しない場合は翌年度に繰り越すことができますか

A11 翌年度への繰り越しはできません。年度内に事業完了した該当部分に対する補助金額を交付します。

Q12 事業の完了とはいつ時点のことですか

A12 機械の納品や建物が竣工し、取組主体が業者へ支払いを終えたときになります。

#### 【取組主体】

Q13 複数農場がある場合は農場ごとに取組主体となれますか

A13 農場が複数ある場合でも経営が同じであれば1経営体1取組主体となります。

Q14 事業所が県内にあって農場が県外にある場合、当該農場での本事業が活用できますか

A14 県内での取組であれば対象となります。

Q15 預託した場合の取組主体は誰になりますか

A15 家畜を所有している預託元が取組主体になります。

Q16 作業受託をしている生産者は対象になりますか

A16 取組主体の要件に合わなければ、対象となりません。

Q17 受託組織としてJAが取組主体になることはできますか。また、地域の肥育素牛供給を拡大するため、JAが施設整備した繁殖センターでJA自らが繁殖経営を行う場合は事業対象となりますか

A17 受託組織として農協が取組主体となることはできません。

Q18 JAの子会社は対象となりますか

A18 取組主体の要件に合えば、JAの子会社は対象となります

【申請手続き】

Q19 事業の手続きについて教えてください

A19 別添の事業の手引きを参照願います

Q20 申請に必要な書類を教えてください

A20 別添の事業の手引きを参照願います

Q21 申請書はどこに出せばよいですか

A21 最寄りの農業農村支援センターに提出してください。

Q22 申請書の書き方は教えてもらえますか

A22 事業の手引きの記載例をご覧ください、不明な点については最寄りの農業農村支援センターへご相談ください。

Q23 同一年度に複数回の事業申請はできますか

A23 原則として、重点支援期間内（R8～R12）に1回のみ申請となります。ただし、目標の達成に必要であれば1回の申請で、補助限度額の範囲内で複数メニューの申請することができます。ただし、過度な投資とならないよう、収支計画等で経営継続が見込まれることを確認します。

Q24 重点支援メニューと経営継続支援メニューは一緒に行うことができますか

A24 原則として、同一年で重点支援と経営継続支援メニューを一緒に行うことはできません。

Q25 過年度に事業を実施した取組主体が再度事業を実施することは可能ですか

A25 原則として、重点支援期間内（R8～R12）に1回のみ申請となります。

Q26 予算が上限に達し事業が使いなかつた場合は、次の年に優先的に事業を行うことはできますか

A26 翌年度採択の確約はできませんが、重点期間内に多くの経営体が事業を活用できるように進めていきます。

【その他】

Q27 成果目標の設定や達成年度はどのようになりますか

A27 成果目標として取組による効果を計画書に記載してください。事業実施の翌々年度に状況報告をしていただきます。なお、過去に国の事業を活用しており、その事業の目標を達成するために本事業を活用することは不可とします。

Q28 事業実施後、県による取組効果の確認はありますか

A28 事業実施年度の翌々年度の5月末までに評価報告書の提出を求め、事業計画に定められた期待される効果を確認します。

Q29 補助対象とならない経費はありますか

A29 以下の経費は対象外とします

項目	内訳 (例示)
① 設計費	本事業と直接関係のない設計に要した費用
② 設備費	リース料、計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等
③ 工事費	※安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
④ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
⑤ ※諸経費	諸経費（準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他）、補助事業経費の積算に関する費用、長野県に提出する申請書類等の作成費用等
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の生産に係るもの（ただし、性能等の向上を伴う場合を除く）。</li><li>・既存設備等の単なる機能回復および更新（ただし、性能等の向上を伴う場合を除く）。</li><li>・固定資産の維持管理や原状回復のための要したと認められる部分（その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合は除く）</li><li>・汎用性の高い物品（軽トラ等）。</li><li>・事前の着工工事や事業と関係のない既存設備の撤去費用。</li><li>・管理棟等の建設。</li><li>・1取組主体あたりの補助金額が100千円未満の取組。</li><li>・事業実施期間外の使用にかかる経費。</li><li>・耐用年数が2年未満の中古品の機械等の導入。</li><li>・他の補助金と重複して購入する機器等（補助残への支援を除く）</li><li>・消費税及び地方消費税</li><li>・予備もしくは将来用のものに要する経費</li></ul>

※機械設備等の整備のうち、建設工事に伴うもの及び機械器具の購入のみのものについては、農畜産業振興事業関係補助事業事務取扱要領（平成22年4月1日付け22園畜第5号）に基づき、同要領の別表第2および別表第3を標準とする。

Q30 どのようなときに補助金返還となりますか

A30 以下のいずれかに該当する場合、補助金を返還してもらいます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡

し、貸付け、又は担保に供した場合

(4) 上記のほか、本事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

### Ⅲ 重点支援メニュー

#### 【補助対象】

Q31 どのような取組が重点支援の対象になりますか

A31 個別経営体の利益に留まらず、地域全体に恩恵をもたらすような公共性の高い取組が対象となります。例えば、住民生活環境の改善に資する畜産環境対策、持続可能な未来づくりに貢献する取組として、環境負荷低減、アニマルウェルフェア、資源循環を促進するエコフィードの活用などが挙げられます。

Q32 具体的にどのようなものが重点支援メニューで実施できますか

A32 以下の内容が実施できます

#### 【畜産環境対策】

堆肥化高度化設備・施設（高速発酵装置、縦型コンポスト、堆肥舎）の新設・増設・改修、畜舎・堆肥舎の脱臭設備 など

#### 【環境負荷低減】

畜舎の省エネ化（高効率換気、自動制御、断熱改修による冷暖房使用低減、屋根や壁面の改修 など）

#### 【アニマルウェルフェア】

快適性向上のための畜舎改修（床材の改善、換気・暑熱対策、家畜の行動量の増加、衛生・防疫レベルの向上 など）

#### 【エコフィード】

TMRミキサー、食品製造副産物の乾燥設備・機械、エコフィード給与可能な飼槽・給餌設備等の改修、エコフィード保管庫・保冷库 など

Q33 修繕、改修の違いを教えてください。

A33 修繕は、建築物の主要構造物（壁、柱、床、梁、屋根、階段）の劣化部分を概ね同じ材料・形状で現状に戻すことを指します。

改修は、劣化の修理だけでなく、機能や性能を新築時の水準以上に向上（改良）させることを指します。

### Ⅳ 経営継続支援メニュー

#### 【補助対象】

Q34 1取組主体が複数の取組や複数の機械を導入することはできますか

A34 目標の達成に必要なであれば1回の申請で、補助限度額の範囲内で複数メニューの申請することができます。

## 【補助対象】

(メニュー共通)

Q35 既存の取組は対象となりますか

A35 本メニューは経営を継続するために新たに行う取組を支援するものなので、既に経営体で行っている取組は対象となりません。

Q36 機械の単純更新は補助対象となりますか

A36 機械の単純更新は新たな取組ではないので、補助対象となりません。

Q37 施設の修繕は補助対象となりますか

A37 重点支援メニューで対象とならない修繕は補助対象となります。なお、機械設備の修理は対象となりません。

Q38 資材を購入し、自身で施工する場合は補助対象となりますか

A38 補助対象となりますが、資材ごとの見積書(ただし、10万円未満の物品を除く)などの必要書類を提出してください。また、施工前後の確認を行いますので、写真等の記録を行ってください。

Q39 中古の機械装置は対象になりますか

A39 法定耐用年数が2年以上ある機械装置であれば補助対象となります。

Q40 中古品等でも複数者の見積りが必要ですか

A40 原則、複数者の見積りが必要です。見積りの徴取が難しい場合は、その理由と価格の妥当性を示す書類を添付してください。

Q41 トラクターの導入は対象となりますか

A41 トラクターの導入も対象となります。

① 暑熱対策設備(細霧冷房や送風機等)の導入

Q42 遮熱塗料の塗装も補助対象となりますか。遮熱塗料の耐用年数に制限はありますか

A42 補助対象となります。遮熱塗料の耐用年数に制限は設けませんが、毎年塗装が必要なものは消耗品とみなされるため補助対象外とします。

② 省エネルギー対策設備(冷蔵・冷凍設備等)の導入

② 生産性向上に資する機械・設備等の導入

Q43 生産性向上に資する機械・設備等とは、具体的にどのようなものですか

A43 ICTによるスマート畜産(牛群管理システム、放牧管理システムなど)などが対象です。このほか、経営体ごとの生産性向上にとって課題となっている要因を解決するための機械・設備(搾乳の自動化、自動給餌システムなど)が対象です。

③ 草地の改良・食害防止・放牧・国産飼料の利用拡大

Q44 自給飼料の生産や利用拡大に必要な飼料生産機械は補助対象となりますか。

A44 対象となります。

Q45 飼料用トウモロコシや単年性牧草の種子は補助対象となりますか。

A45 国産飼料の持続的な利用拡大につなげるため、永年性牧草の草地改良に係る経費を想定しています。飼料用トウモロコシや単年性牧草の種子は、利用期間が1年限りの消耗品とみなされるため補助対象外とします。

④ 高能力種畜の導入

Q46 飼養頭数の増加は必須ですか。

A46 現在よりも能力の高い種畜を導入する場合は、飼養頭数の増加は必須ではありません。

Q47 肥育牛、子豚の導入も可能ですか

A47 肥育を行い、枝肉として出荷する目的である場合、導入はできません。

Q48 家畜の導入について畜種や導入方法に制限はありますか

A48 乳用育成牛、肉用繁殖雌牛、子とり用雌豚が対象です。導入経費については持続可能な畜産経営推進事業実施要領(令和8年4月1日8園畜第3号)の別表2に基づいた経費です。肉用繁殖牛においては、本牛の期待育種価またはゲノミック評価について、枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、その他家畜改良上重要な形質(脂肪交雑は除く)のうち、いずれか2つ以上が上位1/2以上であることとし、月齢制限は6年とします(初妊牛は対象とし、経産牛も月齢制限を6年以内であれば対象とします)。繁殖母豚については、月齢制限を5カ月以上10カ月以下とします。導入方法については、市場での適正価格(家畜市場での競争価格での買取など)での導入が条件となるため、相対取引については取引金額の妥当性を示す書類を添付してください。なお、市場平均価格より大幅に上回るものについては、補助金額に制限をかける場合があります。

Q49 家畜市場で購入する場合はどのようにすればよいですか

A49 せり(入札)予定価格で計画承認を受け、交付決定前着工届を提出してからせりに参加してください。原則購入後、購入金額がわかる書類を添付し交付申請を行ってください。

Q50 家畜導入費として、牛はヨーネ病高原検査で陰性を確認されたもの、豚はオーエスキー病、PRRS、PCV2が陰性であると確認されたものとあるが、どの時点での確認なのか(購

入前 or 購入後) ? また、確認は誰が行うのか?

A50 計画申請時に判明していることが望ましいです。

導入(市場開催等)の直前や導入後でないと分からない場合、計画申請および交付申請時には該当陰性家畜を購入する記載をいただき、事業実施時にその家畜の導入をお願いします。

(導入例)

計画申請時に陰性(予定)の牛を導入の旨、記載

→交付決定前着し届で導入、ヨーネ病検査

→交付決定

→実績報告でヨーネ病検査陰性の牛を導入したことを報告(陰性証明提出)し、補助金額の確定時に補助金額確定・交付(ヨーネ陽性分は交付決定時の補助額から除外)。概算払いの場合は、陰性証明を求める(ヨーネ病検査料は対象外)

Q51 豚のオーエスキー病、PRRS、PCV2の陰性確認にあたり、どのような検査を行えばよいか

A51 豚のオーエスキー病は抗体検査、PRRSは抗原検査、PCV2は抗原検査を行ってください

#### ⑤ 畜産コンサルタントの導入

Q52 現在契約しているコンサルタントも対象になりますか

A52 既に経営体で契約している畜産コンサルタントについては新たな取組ではないので、補助対象になりません。

#### ⑥ 自ら生産した畜産物の販売促進に係る取組

Q53 保冷車やキッチンカーは対象になりますか

A53 自ら生産した畜産物の販売に使われる場合に限り、補助対象となります。

Q54 商談会の出展経費も対象になりますか

A54 補助対象となります。ただし、補助対象となるのは事業実施年度内に商談会の実施及び補助金申請が必要です。

#### ⑦ その他生産性の向上に資する取組

Q55 社会的に要求が高い、アニマルウェルフェア(家畜の快適な成育環境実現)や環境と調和のとれた畜産の推進に向けた温室効果ガス排出量削減等の取組、安全・安心な畜産物を供給するための農場 HACCP 認証取得に必要な取組とは具体的にどのような取組ですか。

A55 アニマルウェルフェアについては、(牛の放牧や鶏の平飼いなどの実施による家畜のストレス低減)や畜舎内の環境改善(日よけ、温度管理など)についての取組が対象となります。

環境との調和のとれた畜産の推進に向けた取組については、家畜排せつ物の適正管理や堆肥化、(ICTによる放牧管理システム、給与飼料の改善)などについての取組が対象となります。

HACCP 認証取得に必要な取組とは、認証取得のために必要となる審査費用(認証審査費用、コンサルタント導入費用、分析に係る経費)が対象となります。なお、これ以外の経費や認証再

取得のための経費は補助対象外とします。

## V 家畜運搬体制整備支援メニュー

### 【補助対象】

Q56 導入できる家畜運搬車の設備や種類に基準はありますか

A56 家畜運搬車については、特装しているものに限っていますが、基本的には以下のものが補助対象になります。

- (1) 車体及びあおり、屋根、スロープ（滑り止め、落下防止柵を含む）
- (2) 車内の柵
- (3) AWに配慮した装備（以下ものに限る）
  - ・ 飲水器、給餌器
  - ・ 寒冷紗、換気扇、扇風機、強制換気システム
  - ・ 壁等の家畜が接する部分へのシート設置

また、家畜の運搬に必須とされないオプション※（ナビゲーションシステム、ドアバイザー等の装備、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン等の消耗品、社名等の塗装、車内の装飾等）、諸経費（税金、保険料、法定費用、販売諸経費、リサイクル料金等）は補助対象外となります。

※カタログ等で標準装備となっているものは除く。